

# 蓼科ビレッジオーナー会規約

- 第1条〔名称〕 本会は蓼科ビレッジオーナー会と称する
- 第2条〔所在地〕 本会は蓼科ビレッジ内に置く
- 第3条〔目的〕 本会は蓼科ビレッジオーナーの交流を促進し親睦を深めながら蓼科ビレッジ別荘地での生活の満足度を向上する事を目的とする
- 第4条〔活動〕 本会は前条の目的を達成する為の行事などを行う
- (1) 別荘地の環境改善のための、間伐支援、機器の取り扱い講習
  - (2) オーナー相互の親睦を図るべく、懇親会、スキー、トレッキング、コンサート等を行う
  - (3) 管理会社との情報交換
- 第5条〔会員〕 本会は蓼科ビレッジのオーナー及びその家族を対象とし本規約に賛同するものを会員とする
- 本会は任意参加の団体であり、会における会員の活動は活動への参加、不参加の判断を含め自己責任に基づくものとする
- 第6条〔運営委員会〕 本会の円滑な運営のため運営委員若干名からなる運営委員会をおく
- 運営委員は同位並列の立場であり以下の役割を委員の協議にもとづき分担、担当する
- (1) 代表 1名
  - (2) 書記 1名
  - (3) 会計 1名
  - (4) 事務局長 1名
  - (5) ホームページ管理、メール配信担当 1名
- なお、会計監査については運営委員全員により実施するものとする
- 第7条〔運営委員の選出と任期〕 運営委員は5月末までに自薦・他薦を募り、総会で選出する
- 任期は2年とし、再任を妨げない
- 任期中に欠員が出た場合は運営委員会の推薦により選任補充する
- 第8条〔会議〕 会議は、総会および運営委員会とし、運営委員会が召集する
- 総会は毎年5月から8月末までの適切な時期にこれを招集し、臨時総会は必要ある毎にこれを招集する 総会の議事進行は運営委員がこれに当たる
- 総会の決議は出席会員の過半数の同意を必要とし、賛否同数の場合は運営委員会に一任する 会議では議事録を作成しなくてはならない
- 第9条〔会計〕 経費は各行事実施時にその都度徴収し、通信費、消耗品費等は寄附金等でこれをまかなう
- 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとし、会計報告を行う
- 第10条〔規約変更〕 この会の規約の改廃、新設は総会または臨時総会にて決定する
- 第11条〔その他〕 この規約に特段の定めのない事項については、運営委員会において決定する 会員への告知、連絡は会のホームページもしくは電子メールまたはその両方にて行う